平成 28 年 11 月 6 日 回復期班 作業療法士 中山浩介

2025年には、日本の高齢化率は30%を超えると推測されています。限られた社会保障の中で、高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスが、日常生活の場で切れ目なく提供できる地域での体制(地域包括ケアシステムづくり)が急務となっています。 日本作業療法士協会では、2008年度厚生労働省老人保健健康増進等事業(老人保健事業推進費等補助金)を基盤に、国民にわかりやすく地域包括ケアに貢献できる作業療法士の形を示すために、生活行為向上マネジメントを開発しました。

その生活行為とは、人が生きていく上で営まれる生活全般の行為と定義されます。生活全般の行為には、日常の身のまわりの生活行為、家事などの生活を維持するための生活行為、仕事や趣味、余暇活動などの行為すべてが含まれます。私たちの生活は生活行為の連続で成り立ち、そのサイクルの中で、その人にとって意味のある生活行為を遂行することで、満足感や充実感を得て、健康であると実感しています。しかし病気や老化による心身機能の低下や生活上の悪習慣、対人関係の悪化、生活環境の変化などにより、その遂行が阻害された場合(生活行為の障害)、社会参加の制限から始まり、IADL、セルフケアの制限へと波及していくことが知られています。また、生活行為の障害は、作業有能性を低下させ、生活範囲の狭小化や生活意欲の低下を招くといわれています。

生活行為向上マネジメントとは、作業療法の包括的な思考過程をわかりやすく示したもので、<u>対象者の24時間365</u> 日をイメージしつつ、本人のしたい生活行為に焦点があたるよう設計されております。本人の希望に対する阻害因子や強み、予後予測をICFに基づいてアセスメントし、本人が希望する生活のイメージを作れるようにプランを立て、本人・家族・支援者が目標を共有し実践していくことです。

平成27年度介護報酬改定において、「活動と参加に焦点を当てた新たなリハビリの推進」として**【生活行為向上リハビリテーション】**という体系が新設されました。加齢等により生活機能が低下した高齢者に対し、起居や歩行などのADL、家事などのIADL、社会参加などの生活行為の向上について焦点を当てたリハビリを提供するとし、居宅など実際の生活場面での具体的な指導など訪問と通所を組み合わせ、目標を達成するために最も効果的な方法と介入頻度・時間を選択しながら、6ヶ月の利用を限度として重点的に取り組むことにより、活動と社会における役割や生きがいの早期獲得を目指すものです。

